

国連専門家、刑務所内での労働搾取をなくすための改革を呼びかける

2024/10/02

国連人権高等弁務官事務所

「国際人権法は、収監中の人々のディセントワークに従事する権利を認めている」と、現代的奴隷に関する国連特別報告者の小保方智也は、本日、国連人権理事会 39 会期に提出した報告書について述べた。特別報告者はその[報告書](#)で、世界で見過ごされがちな広範囲にわたる収監中の人々の搾取に焦点を当て、多くが劣悪な労働条件や強制労働に従事させられていると指摘した。収監中の労働は国際法上認められる場合もあるが、その場合でも、国際労働基準および人権基準に準拠した裁判による有罪判決、公的機関による労働監督など、厳格な条件を満たさなければならないとも述べた。さらに、収監中の人々は、長時間労働や休日なしの労働、医療や安全措置および社会保障給付へのアクセスの制限に直面することが多いと述べた。特別報告者は、政府への反対意見表明に対する政治的な抑圧や処罰として労働が利用されていることを強調し、そのどちらも国際的な人権基準の明確な違反であると強調した。性的搾取、嫌がらせ、暴力は、世界中の収監中の人々にとって、深刻な懸念事項となっている。